

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師、書記、保健師、保育士又は児童厚生員(以下「主事等」という。)の職務	61	35.7%	主事	54	74	43.3%	係員級
				書記	2			
				技師	5			
				計	61			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	13	7.6%	主事	12			
				技師	1			
				計	13			
3級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	48	28.1%	班長	27	48	28.1%	係長級
				主査	9			
				書記	1			
				技師	11			
				計	48			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	28	16.4%	課長補佐	12	28	16.4%	課長補佐級
				室長補佐	5			
				事務局長補佐	2			
				事務長補佐	1			
				技術補佐	1			
				副所長	1			
				班長	3			
				主幹	3			
				計	28			
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	10	5.8%	課長	2	21	12.3%	課長級
				室長	1			
				専門官	2			
				参事	4			
				技術参事	1			
				計	10			
6級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	11	6.4%	会計管理者	1			
				課長	7			
				事務局長	1			
				事務長	1			
				専門官	1			
				計	11			
合計		171	100.0%					